

鹿児島工業高等専門学校における発達障害者への教育上の配慮に関する規程

(趣旨)

第1条 発達障害者支援法第8条第2項に定める鹿児島工業高等専門学校における発達障害者への教育上の配慮（以下、「特別支援」という。）は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮を行い、職業に必要な能力を身につけた技術者を育成することを目的とする。

(適用者)

第3条 特別支援が受けられる者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 発達障害の診断書を有している者。ただし、診断書を取得するまでに相当の期間を要する場合は、医師またはカウンセラーが作成した所見書を有している者。
- (2) 第4条により決定した特別支援チームの支援方法に対し、同意書（様式1）を提出できる者。

(特別支援の実施)

第4条 特別支援の実施は、次の各号のとおりとする。

- (1) 校長は、教務主事、学生何でも相談室長、担任その他関係教職員から特別支援に関する申し出があった場合は、特別支援の要否を決定し、必要な場合は教務主事へ特別支援チームを編成し、特別支援を実施するよう指示をする。
- (2) 特別支援チームの編成は、教務主事、学生何でも相談室長、担任、当該学科長による協議に基づき、校長から指名された教職員及び学外カウンセラーとする。
- (3) 特別支援チームは支援策の検討（例：授業時におけるボイスレコーダーの持ち込み、ティーチングアシスタントによる学習支援（学生含む）、追加課題なども含めた評価方法の検討など）を行い、支援方法を学生及び保護者に提案し、同意を得る。
- (4) 特別支援チームは前各号により実施した特別支援の結果の確認（教科担当者との連絡・支援配慮の要請、学科会議での情報共有と支援効果の確認、保護者との連携、カウンセリングの継続など）を行い、その結果を校長へ報告するものとする。

(成績評価)

第5条 成績評価に関しては次の各号のとおりとする。

- (1) 単位を認定する評価点は60点以上とする。
- (2) 学業成績の評価が、60点未満となった場合は、特別支援チームと授業担当教員との

協議に基づき、当該学生の理解可能な形式による追加試験を実施し、当該科目の評価を行うことができる。

(再履修免除科目)

第6条 特別支援対象学生が留年した場合の再履修免除科目は、鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則の運用内規第12項の規定によらず、修得したすべての科目とする。

(専攻科)

第7条 第3条に定める適用者が専攻科の学生の場合は、本規程中、教務主事を専攻科長と、担任、当該学科長を専攻長と、学科会議を専攻科委員会と読み替えて適用し、第6条については適用しない。

附 則

この規程は、平成24年11月16日から施行する。